

マイナンバーカード交付受付票の誤送付について

市民課において、26人分のマイナンバーカードの情報が記載されている「マイナンバーカード交付受付票」を誤送付する事案が発生しました。

詳細は下記のとおりです。

記

1 概 要

一般市民の方から市民課に郵送で戸籍請求された戸籍謄本等の送付の際にマイナンバーカードの情報が記載されている「マイナンバーカード交付受付票」を誤って同封しました。

2 経 過

令和6年4月9日（火）に郵送で戸籍請求された市民の方が、戸籍謄本等以外に「マイナンバーカード交付受付票」が同封されていたと市民課に問い合わせがあり、誤送付が発覚し、同日受付票を回収しました。

3 対 応

誤送付された「マイナンバーカード交付受付票」26人に連絡し、経過と謝罪を行ってまいります。

4 誤送付の原因と再発防止策

郵送請求された戸籍謄本等が誤っていないかを確認する職員が、印刷して机の上においていた「マイナンバーカード交付受付票」を請求された戸籍謄本等と一緒に請求された市民の方へ誤送付したもので、封入物の確認を怠ったのが原因です。

今後、個人情報の取り扱いの管理を徹底するとともに、郵送物の封入時には複数人で確認を徹底します。